

議案第129号

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区議会議員の議員報酬の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「926,900円」を「929,600円」に改め、同表副議長の項中「784,800円」を「787,100円」に改め、同表委員長の項中「663,600円」を「665,500円」に改め、同表副委員長の項中「631,700円」を「633,500円」に改め、同表議員の項中「614,700円」を「616,500円」に改める。

第8条第2項中「100分の190」を「、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200」に改める。

第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200」を「100分の195」に改める。

### 附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による議員報酬の内払とみなす。